

津島市

津島駅東側駅前広場

運用マニュアル

所管課：津島市まちづくり推進部まちづくり事業課
令和8年 6月 27日 版

利用を希望される場合は、こちらを参照ください。

1. 津島駅東側前広場(許可エリア)とは

津島市の玄関口である津島駅前のにぎわいの創出や交流の促進、都市景観の向上及び交通の円滑化を目的として整備された津島駅東側駅前広場は、イベントやマルシェ、キッチンカーなど多様な活用を通じて、多くの人が集いにぎわいの拠点を目指しています。

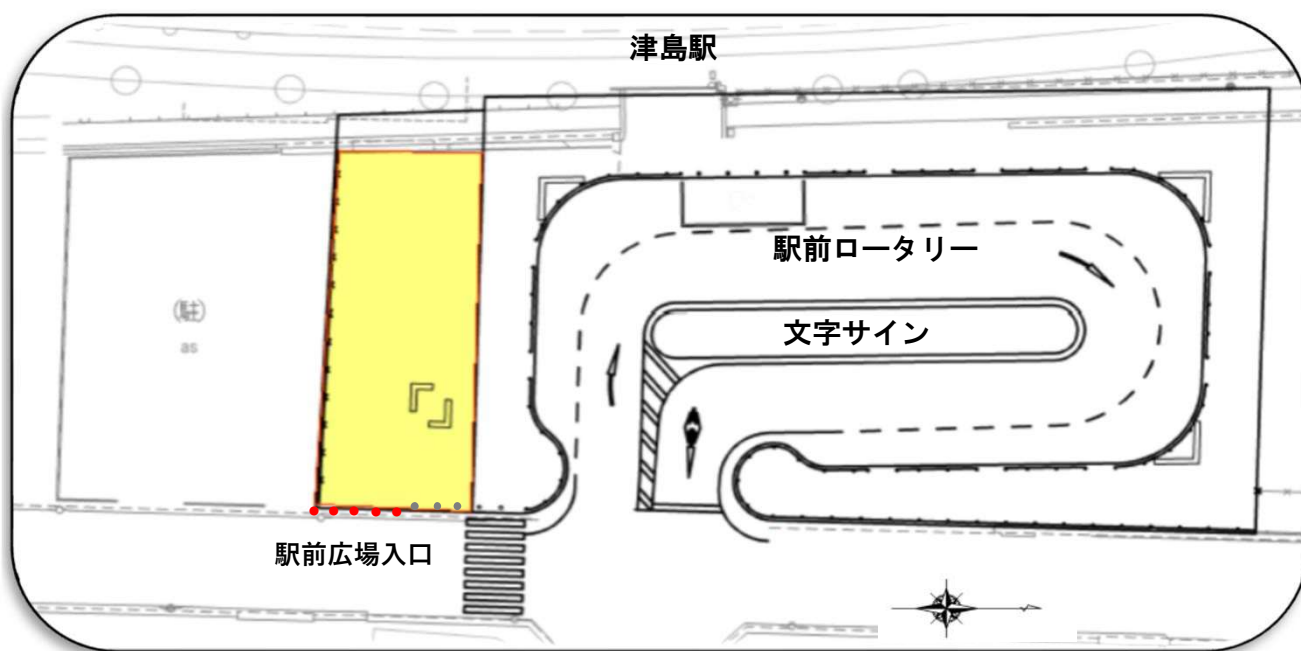


2. 津島駅東側駅前広場の図面

① 広場の場所



② 広場の詳細図面





3. 使用に関する基本事項



名 称： 津島駅東側駅前広場

場 所： 津島市藤里町1丁目10番地

面 積： 270m²
内訳：キッチンカーでの使用40m²

※安全距離確保のため、1店舗（キッチンカー含む）当たり8m×5mを標準とします。

使用時間： 午前6時～午後9時（準備・撤去時間を含む）
※近隣住民への騒音等を考慮してください。

使用期間： 同一団体、法人及び個人の連続使用はエリア利用状況によります。
できるだけ多くの方に使用をしていただきたいため、ご遠慮いただくこともございます。

※連続使用の場合であっても、原則、当日の使用時間を越えて機材・資材等を置くことはできません。
午後9時の時点で完全撤去を行ってください。

そ の 他： 2026年6月27日供用開始

- この広場はイベント時以外は駅前広場として開放しているため、一般の利用者の妨げにならないようにご使用ください。
- 広場内は許可車両のみ進入できます。他の車両の進入及び駐停車は禁止しています。
- 使用後は使用前の状態に戻してください。損傷等があった場合、その修復費用は原則使用者負担とします。
- 車両の進入は駅前広場入口以外からは行わないでください。

4. 広場でできること

イベント

飲食イベント
マルシェ など



物販

フリーマーケット
クラフト
朝市 など



できること

飲食

キッチンカー など



その他

パフォーマンス
ワークショップ
展示 など



5. 広場でできないこと

市民の皆さんにとって、より良い広場とするために、以下のルールを守っていただきますようお願いいたします。

【①広場の目的に反すること】

- にぎわいに寄与すると認められない行為

【②勧誘・集会等をする事】

- 特定の宗教又は、政党に勧誘等をする行為
- キャッチセールス等の行為

【③危険な行為を行うこと】

- スケートボード、ローラースケート又はこれらに類する危険な行為

【④許可なく使用すること】

- 広場使用の際には必ず許可を得てください。

【⑤暴力団関係者等が使用する事】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」）若しくは同条第2号に規定する暴力団に若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による使用。津島市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団の利益になる活動



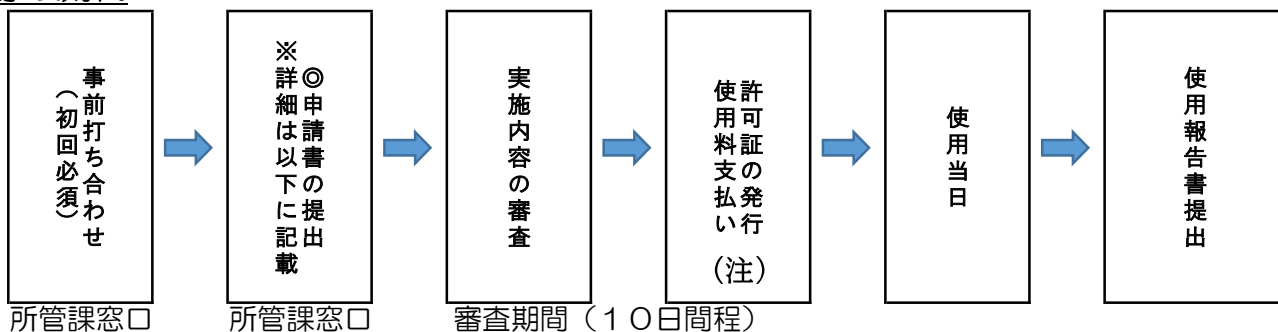
6. 使用までの流れ

初めて広場を使用する場合は、所管課窓口にて、事前打ち合わせが必要です。

複数の出店者と共同で行い、主催者を定める場合は、その方が申請書を提出してください。

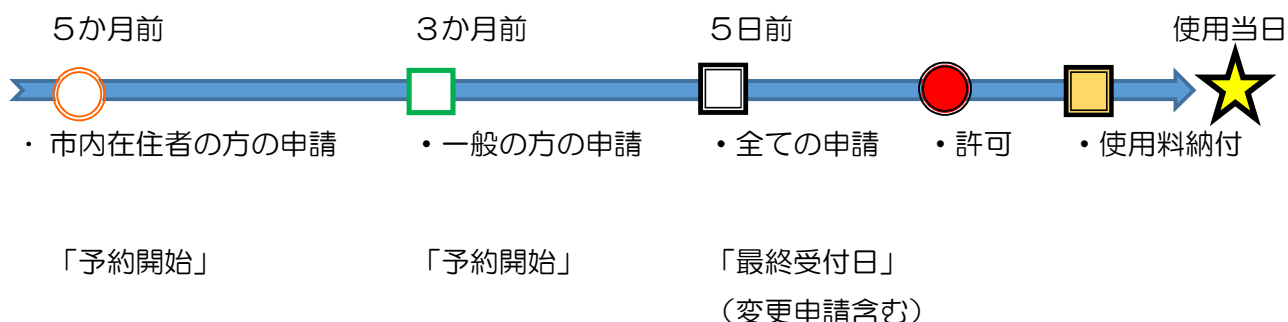
許可を受けた目的以外で使用したり、その一部や全部を転貸したり、権利の譲渡はしないでください。また、申請内容に変更がある場合には変更申請を行ってください。

○ 使用の流れ



（注）支払期限までに使用料の支払いがない場合、他者の申請を受け付ける場合があります。

○ 申請書の提出について



○ 市内在住者の駅前広場の使用

事前相談の上、使用日の5か月前から5日前まで申請を受け付けます。内容を審査し、許可の判断をします。受付は原則先着順となります。

※幅広く色々な方に使用していただきたいなどの理由から、日程の調整や場所の調整をお願いすることがあります。

□ 一般の法人・団体・個人の方の駅前広場の使用

事前相談の上、使用日の3か月前から使用日の5日前まで申請を受け付けます。

受付は原則先着順ですが、日程調整や場所の調整をすることがあります。

【注意事項】

○イベント規模によっては、複数回打ち合わせをお願いすることもあります。

○窓口での受付は午前8時30分から午後5時15分までです。まずは所管課にご連絡ください。

※提出資料及び添付資料について詳細は次のページをご確認ください。

7. 申請書類について

7-1. 個人出店の場合

事前打ち合わせ後、利用希望日の5日前までに、以下の提出書類および添付書類を提出してください。また、使用料は利用希望日の前開庁日までにお支払いいただきます。

◎提出書類

1) 駅前広場行為許可申請書

(様式第1号)

2) 企画書兼計画書

- SNS等のアカウント名等
- 内容(種類・価格)

- 出店者名
- 出店店舗数



3) 店舗配置図

4) その他市長が必要と認める書類

5) 駅前広場使用報告書

(様式第2号)

7-2. 複数同時出店の場合

複数同時出店の場合は、主催者(代表者)を定めてください。

- 事前打ち合わせには、少なくとも主催者の方は出席をしてください。
- 申請書および必要な添付書類は、団体の主催者の方が利用希望日の5日前までに、ご提出ください。(個々の出店者がそれぞれ申請する必要はありません)
- 利用料は、すべての出店者分をまとめて、主催者の方が利用希望日の前開庁日までにお支払いください。

◎提出書類

1) 駅前広場行為許可申請書

(様式第1号)

2) 団体用企画書兼計画書

- SNSのアカウント名等
- 内容(種類・価格)

- 出店者名
- 出店店舗数



※団体用企画書兼計画書は、他の出店者分を含む全体での計画としてください。

3) 店舗配置図

4) その他市長が必要と認める書類

5) 駅前広場使用報告書

(様式第2号)



8. 使用料について

◎駅前広場のイベント等使用料

金額（1日あたり）

区画	金額
許可エリア（全て）	5,400円



◎駅前広場のキッチンカー使用料

金額（1日あたり）

区画	金額
キッチンカー（1台）	800円



※1店舗（キッチンカー含む）あたり安全距離確保等のため40㎡とします。

○キャンセル料

取消理由	キャンセル料
天災等による取消の場合※1 警報等発令時は中止	なし（全額返金）
上記以外の理由の場合※2	使用料金の100% （返金なし）



※1 なお、地震・洪水など警報解除となった後も広場の利用に支障がある場合、返金します。風が強いなど、安全に広場の利用ができないと判断した場合、返金します。

※2 自己都合の場合は返金しません。

9. 必要な申請や届出について

- ① イベントなどを実施する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）津島市駅前広場の設置及び管理に関する条例及び同条例管理規則を遵守してください。
- ② 大きなイベントの際は、利用者で地元（町内会等）への調整を行ってください。
- ③ 関係機関との調整や届出等が必要となる場合は、利用者で手続きを行ってください。
主な窓口は以下のとおりです。

イベントなど活動の内容	申請先	住所
食品を提供する活動を行う場合	津島保健所	津島市橘町4丁目50-2
火器器具等を使用する場合	津島市消防本部	津島市埋田町2丁目70-1

◆音響設備など◆

アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前に所管課と協議してください。近隣住民や駅利用者などの迷惑にならないようにしてください。

- ① 管理運営上、周辺住民や通行者、また交通機関に支障があるときは、音量制限をさせていただきます。
- ② 通行者や交通事業者、近隣住民などから苦情が寄せられたときは、イベントなどを中止していただく場合がありますのでご注意ください。

◆持ち込み物品、設備について◆

持ち込み物品は、事前に確認させていただきます。

- ① 複数日にまたがるご使用の場合、テントや資材などの持ち込み物品は毎日撤去してください。
- ② 電源コード類はつまづかないように養生するほか、必要に応じて、誘導員を配置してください。



10. 設備・備品の使い方について

○駅前広場入口のポールの開閉について

- 搬入・搬出の短時間に限りポールを外したままにさせていただくことは可能ですが、利用中は必ずポールを立ててください。
- 広場の利用後、ポールを戻したことを確認できるよう写真を撮影し、駅前広場使用報告書に添付してください。
- ポールを外して地面に置く際、転がりやすいので注意してください。



○電気・水道の使用について

- 原則、使用はできません。各自で準備してください。





11. 駅前広場(許可エリア)を使用する際の約束ごと

- ① 利用中は、駅前広場行為許可書の原本を携帯してください。
 - ② 利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、利用者が責任をもって行ってください。
※設置物の転倒防止・風の対策を行ってください。
 - ③ 会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
 - ④ 会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生したなどルールを守らない場合は、強制的に中止していただくことがあります。その場合、使用料の返金や補償は行いません。
 - ⑤ 利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難、破損などのすべての事故について、その責任は利用者が行なうものとし、その損害額のすべてを賠償していただきます。
 - ⑥ 電気・水道について、原則使用はできません。各自で準備をしてください。
 - ⑦ アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前に所管課と協議してください。
 - ⑧ テープを使用する場合は跡が残らないように、養生テープや粘着力の弱いテープを使用してください。
 - ⑨ 使用後は、広場及び周辺の施設を含めてゴミを回収してください。
※**ゴミ箱を設置**し、当日発生したゴミは、持ち帰ってください。
-
- ⑩ 広場使用後は使用前の状態に戻してください。破損等は、原則、利用者負担で修復となります。
 - ⑪ 許可エリア内では搬入・搬出時以外の駐停車を禁止します。また搬入・搬出時は歩行者、駅前広場利用者に注意し、他の車両に迷惑とならないようスムーズに行ってください。
※搬入・搬出時を含め、駅前広場入口以外の歩道部分への乗入れは禁止です。
※**隣接する道路**へは短時間であっても、**駐停車禁止のご協力**をお願いします。
 - ⑫ 車両侵入口のポールは、車両の移動が済み次第速やかに元に戻し、他の車両が侵入できないようにしてください。
 - ⑬ それぞれ別の利用者が使用する場合は、お互いの使用の妨げにならないよう配慮してください。
 - ⑭ 汚水は持ち帰り、利用者負担で処分してください。
 - ⑮ その他、施設を傷つける可能性のある行為は、所管課と協議してください。
 - ⑯ 甚大なルール違反、事故等の場合、次回以降の使用を禁止させていただく場合があります。
 - ⑰ その他、有事の際は所管課の指示に従ってください。

12. Q&A その1

◆ 予約に関する内容 ◆

Q: 予約はどのように行いますか。

A: イベント等で許可エリア（全て）の使用する場合は使用日の市内在住者は5か月前から、一般の方は3か月から申請を受け付けています。
使用許可の判断は、申請窓口の所管課において審査し、決定します。
※ただし、すべての申請は5日前が最終受付となります。



Q: 定期的に毎週、または、毎日使いたいのですが予約はできますか。

A: できるだけ多くの方に使用をしていただきたいため、状況に応じて判断いたします。

◆ 当日に関する内容 ◆

Q: 資材を積んだ車を乗り入れてよいですか。また、その車をそのまま駐車しておいてよいですか。

A: 準備・片付けの段階で、2 t以下の車両の乗り入れは可能ですが、キッチンカー以外は常時駐車したままにはできません。また2日以上連続した使用についても、店の機材等を広場に置いたままにせず、毎日原状回復してください。

Q: 準備片付けは、使用時間を超えて行ってもよいですか。

A: 準備片付けも含めて使用時間内（午前6時から午後9時まで）でお願いします。

Q: 歩道上のイベントですが、一般の歩行者の通行制限はできますか。

A: 歩行者を通行止めにする通行規制はできません。歩行者通行部分は、許可エリアに含まれないため、許可エリア内で、イベント等を開催してください。

Q: 歩行者やイベント来場者の安全確保は、市で行ってもらえますか。

A: 市では行いません。イベント等を開催する広場の利用者の責任において通行整理、警備を行ってください。

Q: ゴミはどこに捨てればよいですか。

A: 広場内にゴミ箱は用意しておりません。利用者の責任において、ゴミ箱を設置してゴミを回収し、持ち帰り処分してください。特に調理を伴う販売を行う際は、ゴミ箱の設置は必須とします。

Q: 調理を伴うテント出店は可能ですか。

A: 出店は可能ですが、火器を使つての調理の出店は、キッチンカーのみ可能です。

※どのような行為が『調理』にあたるかは、事前に津島保健所へ確認してください。

12. Q&A その2

Q: お客用の机・椅子の設置をしてよいか。

A: 許可範囲内で設置可能です。風等での転倒、飛散しないようにしてください。

Q: のぼり旗、看板等の設置をしてよいか。

A: 許可範囲内での設置可能です。風等での転倒、飛散しないようにしてください。

◆ 不測の事態に関する内容 ◆

以下の内容は広場の使用に、危険が生じるため速やかに市へ連絡してください。

Q: 準備や片付け、イベント開催中に事故、ケガなどがあつた場合は、どのように対応すればよいですか。

A: 広場を使用する利用者の責任において、場合によっては緊急車両を手配し、事故・ケガなどに対応してください。また、所管課へも連絡してください。

Q: ベンチ等の備品を壊してしまいました。

A: 利用者の責任において原状回復をしていただきます。破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対処を行っていただき、至急所管課に連絡してください。



◆ 提出書類に関する内容 ◆

Q: 販売禁止品目や営業できない店舗はありますか。

A: コピー商品など法律に違反する物品、公序良俗に違反する物品の販売はできません。その他市長がふさわしくないと判断したものは、販売をお断りしています。飲食物を販売する場合は、保健所の営業許可を受けていない品目は販売できません。

Q: コンサートを予定していますが、音響機材の貸し出しはありますか。

A: 音響機材の貸し出しは行っていません。広場付近には、住居が近くにあるため、大きな音を出すことができません。司会者のマイクなど必要な程度の機材をご自身で用意してください。

※その他、不明点は問合せください。
津島市まちづくり事業課 ダイヤルイン
☎0567-55-9357(8:30~17:15)

